

食事療養及び入院時生活療養に係る費用について

入院時食事療養費

食事療養標準負担額（1食につき）

- ・ 一般 510円
- ・ 指定難病患者 300円
- ・ 住民税非課税世帯 240円
 - ・ 上記世帯で過去1年間の入院期間が90日超 190円
 - ・ 住民税非課税世帯かつ所得が一定基準に満たない 110円

入院時生活療養（65歳以上の方が療養病床に入院した場合）

食費（1食につき）

- (1) 一般 510円
- (2) 指定難病患者 300円
- (3) 住民税非課税世帯 240円
- (4) 住民税非課税世帯で過去1年間の入院期間が90日超、かつ、医療区分2または3、指定難病患者 190円
- (5) 住民税非課税世帯、かつ、所得が一定基準に満たない 140円
- (6) 上記(5)を満たし、かつ、下記の条件を満たす場合 110円
 - ① 医療区分2または3 ② 指定難病患者 ③ 老齢福祉年金受給者

居住費（1日につき）

- (1) 一般 370円
- (2) 指定難病患者 0円
- (3) 住民税非課税世帯 370円
- (4) 上記世帯で指定難病患者 0円
- (5) 住民税非課税世帯かつ所得が一定基準に満たない 370円
- (6) 上記(5)を満たし、かつ、下記の条件を満たす場合 0円
 - ① 指定難病患者 ② 老齢福祉年金受給者
- (7) 上記(6)を満たし、かつ、医療区分2または3 370円